



美しい田園21通信

美しい
田園
21

〒105-0004

東京都港区新橋 5-34-4 農業土木会館

NPO 美しい田園 21

Tel 03-3434-5056 Fax 03-3434-5057

メール npo@denen21.jp

問い合わせや活動報告はこちらへ

ホームページ <http://www.denen21.jp/>

最新情報や田園通信のバックナンバーはこちらから

目次

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1. 土地改良団体新年懇談会 | 本部、関東支部 |
| 2. 世界農業遺産新規地区認定シンポジウム | 本部 |
| 3. 世界かんがい施設遺産の登録について | 本部 |

1 土地改良関係団体新年懇談会

今年も恒例の土地改良関係団体による「新年懇談会」が1月5日(火)、KKR ホテル東京において開催されました。

当日は関係衆議院議員、農水省の幹部を始め多数の土地改良関係者が出席し、林田全国農村振興技術連盟は開会挨拶で「TPP 交渉が大筋合意されたが、その影響を最小限にするため TPP 関連政策大綱に基づく補正予算が組まれ、農業農村整備関係でも大きな予算が確保された。さらに平成 28 年度予算についても前年に比べてかなりの増額となる良い予算となっている。今年の干支の丙申(ひのえのさる)は植物が成長して実がなる様を表す。これまで日の目を見なかった地道な努力が形となって現れてくる年といえる。」と述べられました。

来賓挨拶として都道府県土地改良団体連合会会長会議顧問の「進藤かねひこ」氏が徒壇し、「昨年7月以来、全国の土地改良に関係する方々のご支援とご協力を得ながら政治活動を進めてきた。この6ヶ月で移動郷里にして約30万kmとほぼ全国を回らせていただいた。全国の農業用水路の総延長40万kmの約4分の3を移動したことになる。11月4日には「励ます会」を開いていただき、ここにお集まりの皆様方をはじめ、全国の多くの方々からご支援を賜った。これを機にさらに拍車をかけて全国を回らせていただく。この間の状況を稲作の暦に例えると、昨年7月はふさがっている水路の泥をあげ、江浚い、草刈して水を引きながら、年末ぐらいにようやく田植えができるような状況になった気がする。特に11月4日に大きな元肥をいただき、おかげで田植えも順調にいった気がする。これから苗の分けつが始まる時期、7月に向けてさらに生育していかねばならない。穂が出る頃には追肥も必要で、不稔になったり風に倒されないようにしっかりと育て強い稲になる。そして今年の7月には稲の穂に実が稔り、この収穫により関係者の皆様と美味しいご飯がいただけるよう頑張っていかなければならない。これからが本番、本日お集まりの諸先輩、関係者の皆様方のご理解ご指導を賜りながら活動をさらに深め幅を広げて参りたい。あらためてご支援をよろしくお願い申し上げます。そして、2016年が土地改良にとって本当に良かった、あの年があつて農業農村が元気になったと言われるように、皆様方とともに前進して参りたい。」と力強い決意が述べられました。

新年懇談会は東京を皮切りに26日の北海道まで全国のブロックごとに開催され、多くの土地改良関係者が集まり新年の門出を祝うとともに、関係者が一丸となって農業農村整備の一層の推進を確認する場となりました。



新春互礼会



挨拶する「進藤かねひこ」氏

2. 世界農業遺産新規地区認定シンポジウム

平成 28 年 1 月 21 日(木)農水省 7 階講堂に置いて「世界農業遺産 (G I A H S) 新規地域認定記念シンポジウム」が開催されました。

世界農業遺産とは歴史的に形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業システム等を国連食糧農業機関 (F A O) が認定する仕組みです。現在世界の 15 ケ国 36 地域が認定されており、日本では 8 地域が認定されています。

平成 23 年に新潟県佐渡市「トキと共生する佐渡の里山」と石川県能登地域「能登の里山里海」の 2 地域が日本では初めて認定され、平成 25 年に静岡県掛川周辺地域「静岡の茶草場農法」、熊本県阿蘇地域「阿蘇の草原の維持と持続的農業」、大分県国東半島宇佐地域「クスギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産振興」の 3 地域が追加されました。本年度は岐阜県長良川上中流域「清流長良川の鮎」、和歌山県みなべ・田辺地域「みなべ・田辺の梅システム」、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域「高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム」の 3 地域が新たに認定されたことから、新規地域認定を記念したシンポジウムを開催することとなりました。

会場では国内 8 地域のパネル展示と特産品の試食会や和歌山県みなべ・田辺地域の女性グループによる備長炭で製作した炭琴の演奏が行われました。

シンポジウムでは、伊東農林水産副大臣、M・チャールズ F A O 駐日事務所長の挨拶、武内国連大学上級副学長の基調講演に続いて、今回新規認定された 3 地域について岐阜県古田知事、和歌山県仁坂知事、宮崎県河野知事の 3 氏から紹介のプレゼンテーションが行われました。その後、来賓講演やパネルディスカッションが行われ、末松農村振興局長の挨拶で閉会となりました。



シンポジウム講演



会場のパネル展示、舞台上の炭琴

3. 世界かんがい施設遺産の登録について

世界かんがい施設遺産は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会 (ICID) が認定・登録する制度であり、平成 26 年度に創設されました。

初年度において日本から「稲生川」(青森県十和田市他)、「雄川堰」(群馬県甘楽町)、「深良用水」(静岡県裾野市他)、「七ヶ用水」(石川県白山市他)、「立梅用水」(三重県多気町他)、「狭山池」(大阪府大阪狭山市)、「淡山疏水」(兵庫県神戸市他)、「山田堰、堀川用水、水車群」(福岡県朝倉市)、「通潤用水」(熊本県山都町)の 9 施設が認定されました。

本年度は、ICID 本部に設置された審査委員会において、各国の ICID 国内委員会(日本事務局:農村振興局整備部設計課)から申請があった候補施設の審査が行われ、平成 27 年 10 月 12 日(月曜日)、フランス共和国モンペリエ市で開催された第 66 回 ICID 国際執行理事会において、3 ケ国 9 施設(内日本は 4 施設)が世界かんがい施設遺産として登録されることが決定しました。

今回認定された日本の 4 施設は、上江用水路(新潟県上越市、妙高市)、曾代用水(岐阜県関市、美濃市)、入鹿池(愛知県犬山市)、久米田池(大阪府岸和田市)です。



かんがい施設遺産「稲生川」